

**「教育・保育」及び  
「地域子ども・子育て支援事業」の  
量の見込みについて**

平成26年4月22日

東村山市子ども・子育て会議

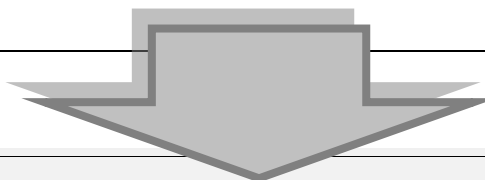


# 量の見込みの基本的な考え方

## 子ども・子育て支援法 第 61 条(市町村子ども・子育て支援事業計画)

### ◆市町村子ども・子育て支援事業計画において定める事項（量の見込み関係）

- ① 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期



内閣府より平成 26 年 1 月 20 日「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（ニーズ調査票の『必須項目』を元に具体的な量の見込みを算出するための手引き）が示された。

※国の手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すもの

## 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

### (1) 教育・保育関係(4区分)

種別	対象		該当する施設
教育標準時間認定	1号(3-5歳)	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	認定こども園・幼稚園
保育認定①	2号(3-5歳)	共働きだが幼稚園利用 のみの家庭	幼稚園
保育認定②		共働き家庭等	認定こども園・保育所
保育認定③	3号(0-2歳)	共働き家庭等	認定こども園・保育所 地域型保育

### (2) 地域子ども・子育て支援事業関係(8事業)

- ◆時間外保育事業
- ◆放課後児童健全育成事業
- ◆子育て短期支援事業
- ◆地域子育て支援拠点事業
- ◆一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり・その他)
- ◆子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ◆病児保育事業
- ◆利用者支援事業

※13 事業中ニーズ調査結果を活用して算出する事業は8事業。乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・妊婦健康診査事業は、ニーズ調査結果によらずに推計。残り2事業は量の見込みを算出しない事業。

# アンケート結果からの具体的算出方法

## 家庭類型の分類

### 《家庭類型の種類》

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム （就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム （就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

## 《クロス集計によるタイプBからFの設定》

母親 父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
			120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		<b>タイプB</b>	<b>タイプC</b>	<b>タイプC'</b>	<b>タイプD</b>	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	<b>タイプC</b>	<b>タイプE</b>	<b>タイプE'</b>	<b>タイプD</b>	
	120時間未満 下限時間以上	<b>タイプC'</b>	<b>タイプE'</b>	<b>タイプE'</b>	<b>タイプD</b>	
	下限時間未満			<b>タイプE'</b>		
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		<b>タイプD</b>	<b>タイプD</b>	<b>タイプD</b>	<b>タイプF</b>	

# 量の見込みの考え方《子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)より》

## 教育・保育

量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

具体的には、教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数を定める。

- 区分・・・(1) 1号 (3-5歳 教育標準時間認定)
- (2) 2号 (3-5歳 保育認定)
- (3) 3号 (0歳、1-2歳 保育認定)

## 地域子ども・子育て支援事業

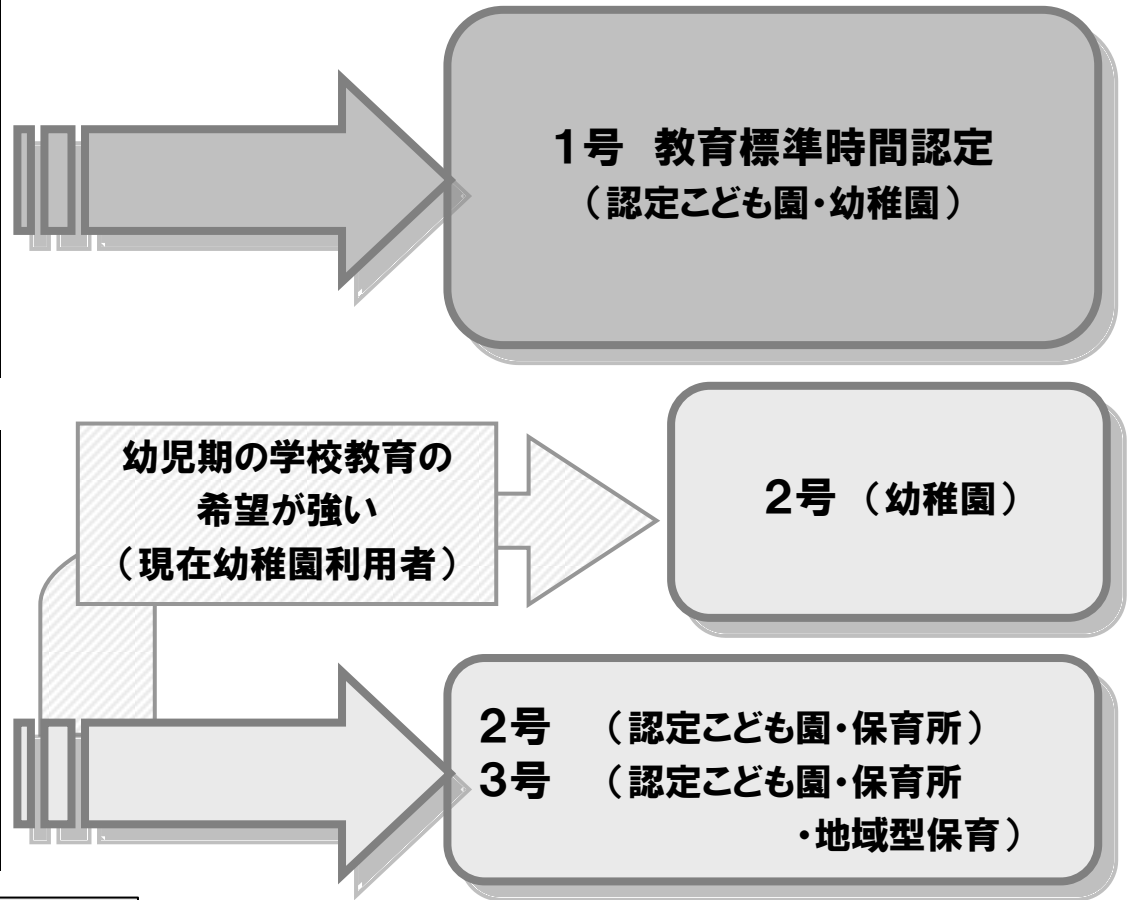
量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

具体的には、例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たったの考え方を示すこと。

《家庭類型と認定区分の関係》

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプC'	フルタイム×パート（短）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE'	パート×パート（いずれか短）
タイプF	無業×無業

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パート（長）
タイプE	パート×パート（双方が長）



※下限時間＝各自治体における保育の必要性の認定の  
下限時間（月48～64時間の間で市町村が定める時間）

※パートタイム(長)・・・就労時間が「月120時間以上」の人と「下限時間～120時間」の人の一部

※パートタイム(短)・・・就労時間が「月下限時間未満」の人と「下限時間～120時間」の人の一部



## 《各事業の量の見込みの算出対象となる家庭類型》

事業種別		算出の対象となる家庭類型	
時間外保育事業		共働き家庭等 (タイプA・B・C・E)	
放課後児童健全育成事業			
子育て短期支援事業		全家庭	
地域子育て支援拠点事業		全家庭	
一時預かり事業	幼稚園在園児対象	1号認定利用 (教育標準時間認定)	専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭 (タイプC'・D・E'・F)
		2号認定利用 (保育認定)	共働きであるが幼稚園利用のみの家庭 (タイプA・B・C・E)
	在園児対象型を除く		全家庭
病児保育事業		共働き家庭等 (タイプA・B・C・E)	
子育て援助活動支援事業	就学前	全家庭	
	就学後	全家庭	

## 量の見込みの標準的な算出方法

作業① 推計児童数と潜在家庭類型をクロスし家庭類型別児童数を算出



※アンケート結果から算出

作業② 家庭類型別児童数と利用意向率等をクロスし量の見込みを算出



※アンケート結果から算出

## 例)平成 27 年度の 3～5 歳児童のニーズ量

(1)アンケート結果より → (2)推計児童数 → (3)家庭類型別児童数 → (4)認定区分に再編 → (5)利用意向割合 → (6)ニーズ量

(1)アンケート結果より			(2)推計児童数	(3)家庭類型別児童数		(4)認定区分に再編			(5)利用意向割合	(6)ニーズ量			
	現在 割合	潜在 割合	平成27年度 (3～5歳)  3,830人	平成27年度 家庭類型別児童数		区分	家庭類型	推計 児童数	教育・保育 利用意向	事業量見込み			
タイプA	4.6%	4.6%		×	タイプA	175	1号	タイプC'		700	89.7%	628	1,976
タイプB	25.5%	27.4%			タイプB	1,050		タイプD		1,380	96.2%	1,327	
タイプC	10.5%	12.9%			タイプC	494		タイプE'		0	0.0%	0	
タイプC'	12.6%	18.3%			タイプC'	700		タイプF		21	100.0%	21	
タイプD	46.0%	36.0%			タイプD	1,380	2号	タイプA		175	35.3%	62	429
タイプE	0.3%	0.3%			タイプE	10		タイプB		1,050	17.5%	184	
タイプE'	0.0%	0.0%			タイプE'	0		タイプC		494	35.0%	173	
タイプF	0.5%	0.5%			タイプF	21		タイプE		10	100.0%	10	

### 計画書への反映イメージ

区分	平成27年度		
	1号	2号	
	3～5歳 学校教育の み	3～5歳 保育の必要 性あり (学校教育 の利用希望 が強い)	3～5歳 保育の必要 性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	1,976人	429人	1,269人
②確保の内容 ※	認定こども園、幼稚園、保育園 (教育・保育施設)	2,400人	
	地域型保育事業	/	
②-①(過不足分)※		▲5人	31人

※確保の内容、過不足分の数値はダミーの値です。